

鈴鹿市公告第 5 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 2 0 第 1 項の規定に基づき指定特定相談支援事業者を指定し、及び児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 2 8 第 1 項の規定に基づき指定障害児相談支援事業者を指定したので、鈴鹿市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成 2 4 年鈴鹿市規則第 2 4 号）第 4 条の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 指定等に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人全辰会
鈴鹿市稲生町 8 7 5 1 番地 6
- 2 指定等に係る事業所の名称及び所在地
相談支援事業所エブリー
鈴鹿市稲生町 8 7 5 1 番地 6
- 3 指定等の年月日
令和 7 年 1 0 月 1 日
- 4 指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類
特定相談支援
障害児相談支援
- 5 事業の主たる対象者
障害者、障害児
- 6 事業所番号
特定相談支援 2 4 3 0 3 0 1 5 8 6
障害児相談支援 2 4 7 0 3 0 0 5 9 7